

(平成13年度改正溶け込み)

熊本県土地改良等に伴う土地等の取得、建物移転補償等の事務を地方公共団体又は国に委託する場合の取扱要領

(総 則)

第1条 この取扱いは、熊本県土地改良等に伴う用地事務等処理要領(平成14年3月13日付け農建第2012号。以下「処理要領」という。)第63条第2項の規定により、土地等の取得、建物移転補償等に関する事務を地方公共団体又は国に委託する場合の取扱いについて定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 委託することのできる事務は、事業の用に供される土地に係る取得事務で次のとおりとする。

(1) 地図の転写及び土地登記簿、戸籍簿住民票等調査

(2) 土地取得調書(様式第1号)、権利等取得調書(様式第1号)及び物件補償調書(様式第2号)並びにその個人別総括表(様式第3号)の必要に応じた作成、その他これらに類する業務

(3) 用地、補償交渉(現地踏査及び補償物件確認並びに交渉記録(様式第4号)を含む。)

(4) 土地売買契約書及び補償契約書(その他の契約書を含む。)の調印

(5) 土地等の所有権移転登記に必要な書類の取りまとめ及び登記嘱託書(熊本県名義)の作成

(6) 地方法務局に対する登記嘱託及び登記嘱託に附帯する事務

(補償額の決定)

第3条 土地等の取得及び補償に伴う補償額の算定にあたっては、処理要領及び補償査定標準書等により行うものとする。

2 前項の補償額の決定は県が行う。

(委託契約)

第4条 この取扱いに定める事務の委託は、別添の委託契約書により行う。

(取得報告)

第5条 受託者は、受託事務進ちょく状況報告書(様式第5号、様式第5号の2)を翌月の10日まで地域振興局長(以下「局長」という。)を提出するものとする。

2 受託者は、取得困難な土地等については必要の都度局長に協議するものとする。

(登記処理)

第6条 受託者は、登記嘱託書類を作成したときは登記添付書類作成報告書(様式第6号)を登記嘱託書類に添付して局長に提出するものとする。

2 局長は、受託者が委託契約終了の日までに登記嘱託を完了することができない場合は受託者から理由を徴するものとする。

(委託料及び支払い)

第7条 この取扱いに定める用地取得事務委託料は、別に定める事務委託単価による。

なお、単価については、消費税を含む。

2 委託料の支払いは、委託事務完了又は一部完了後受託者の請求{用地取得事務処理済報告書(様式第7号)、登記書類作成総括表(様式第8号)、登記事務処理済報告書(様式第9号)及び登記完結書類を添付}により支払うものとする。

3 局長は、受託者が委託事務を完了することができない場合があっても、その理由が受託者の責に帰すべきものでないと認めるときは、その処理状況により相当額を支払うことができる。

附 則

1 この要領は、昭和60年12月10日から施行する。

2 熊本県土地改良事業に伴う用地等の取得事務を地方公共団体又は国に一括して委託する場合の取扱いについて(昭和53年3月15日付け農管第3417号)は廃止する。

3 この要領施行の際、現に事務処理中のものについては従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(平成14年3月18日農建第2059号 一部改正)

委 託 契 約 書

県営 事業の用に供される土地等の取得事務、建物移転補償等に関する事務（以下「取得事務」という。）について、熊本県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に次のとおり委託契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は 事業の用に供される土地に係る取得事務を乙に委託し、乙は当該取得事務を受託する。

（取得事務の委託）

第2条 取得事務の委託内容は次のとおりとする。

- (1) 地図の転写及び土地登記簿、戸籍簿住民票等調査
 - (2) 土地取得調書（様式第1号）、権利等取得調書（様式第1号）及び物件補償調書（様式第2号）並びにその個人別総括表（様式第3号）の必要に応じたの作成、その他これらに類する業務
 - (3) 用地、補償交渉、現地踏査、補償物件確認、交渉記録（様式第4号）
 - (4) 土地売買契約書及び補償契約書及び補償契約書（その他の契約書を含む。）の調印
 - (5) 土地等の所有権移転登記に必要な書類の取りまとめ及び登記嘱託書（熊本県名義）の作成
 - (6) 地方法務局に対する登記嘱託及び登記嘱託に附帯する事務
- （取得事務を行う土地の区域）

第3条 乙が受託により取得事務を行う土地の区域は別紙平面図に示す地区内とする。

第4条 乙は、土地等の取得及び補償に伴う補償額の算定にあたっては甲の指示に従い、熊本県土地改良等に伴う用地事務等処理要領及び補償査定標準書により行うものとする。

2 前項の補償額の決定は甲が行う。

（取得報告）

第5条 乙は、受託した取得事務の進ちょく状況を様式第5号及び様式第5号の2により翌月10日まで甲に報告するものとする。

2 乙は、取得困難な土地等については、必要の都度、甲に協議するものとする。

(委託の期間)

第6条 乙が受託した取得事務の期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

(委託料額)

第7条 甲は、取得事務に要する経費として委託料を支払う。

2 前項の委託料は、別表に定めたとおりとする。

なお、単価については、消費税を含む。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、本契約による取得事務の全部を一括して他に委託し、又は本契約によって生ずる権利若しくは義務を譲渡することはできない。ただし甲の承認を得てその事務の一部について委託することができる。

(取得事務委託の内容変更)

第9条 甲は、必要がある場合は取得事務の内容を変更し委託の執行を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。

この場合において委託料の額又は期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議し書面によりこれを定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、登記嘱託書類を作成したときは、登記添付書類作成報告書(様式第6号)を登記嘱託書類に添付して甲に提出するものとする。

2 乙は、取得事務の全部又は一部が完了したときは、第2条第4号による契約書、同条第5号、第6号による登記済証その他必要な関係図書、写真等の書類(以下「契約物件」という。)を提出し甲の検査を受けなければならない。

3 甲は前項の提出を受けたときは直ちに検査を行い検査に合格したときは、同時にその引渡しを受けるものとする。

4 検査に合格しないときは、乙は甲の指定する期日までに再提出し検査を受けなければならない。

(委託金の支払)

第11条 乙は、前条に定める検査に合格したときは、第7条第2項による委託料の支払いを請求するものとする。

2 乙は、前項の請求をするときは請求書に用地取得事務処理済報告書(様式第7号)登記書類作成総括表(様式第8号)登記事務処理済報告書(様式第9号)及び登記完結書類を添付するものとする。

3 前条に定める契約物件の検査引渡しに当って、そのいずれかがやむを得ない事由により引渡しできないものがあるときは委託料を減額して支払うものとする。

4 甲は、第1項の請求があったときは請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに起因する事由により、この契約の履行が困難であると甲が判断したとき。

(2) 乙が、この規定に違反したとき。

(3) 乙にやむを得ないと認められる事由があると甲が認めるとき。

2 前項の定めによって契約が解除されたときは、甲は乙と協議のうえ、委託料の全部又は一部を支払わないことができる。

第13条 本契約に定めのない事項は、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事

乙

別 表

委 託 事 務 単 価 表

1 用地補償交渉（用地交渉及び用地補償同時交渉並びに契約）

1件 5,450円

2 補償交渉（用地取得及び使用がない場合の交渉並びに契約）

1件 2,720円

3 登 記

種 別	単 位	単 価 (円)	摘 要	
所有権移転登記	1筆	3,970		
その他の登記	1筆	2,350		
分筆登記	1筆	3,960		
測量図（3部）	1件	2,720		
地形図（3部）	1件	2,080		
相続登記	1件	1,720		
収 集 書 類	他の官公署から	1通	1,080	
	各個人 から	同一市町村内	1通	1,080
		他の市町村	1通	2,470
	海外から	1通	4,440	
現地確認調査 （登記関係書類）	1件	2,380		
総 括 図	1件	2,350		

4 備 考

単価については、消費税を含む。

様式第3号

土地取得（権利等取得）及び物件補償個人別総括表

所有者 住 所 氏 名

(事業名

)

土地の所在				登記簿			土地取得（地上権設定等）					備 考 (登記名義人等)				
市町村	大字	字	地番	地目	積地	地目	積地	地目	積地	積単	位		単	価	金	額

物件の所在				種 類・規 格 等	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
市町村	大字	字	地番							

用地費及び補償費合計

円

用地補償交渉記録簿

決 裁		年 月 日 自 至 時 時 分 分	土 地 等 の 所 有 者 名		
		場 所		交 渉 記 録	
		出 席 者 名			
決 裁		年 月 日 自 至 時 時 分 分	土 地 等 の 所 有 者 名		
		場 所		交 渉 記 録	
		出 席 者 名			

登記書類作成総括表

種 別	単 価	数 量	金 額	備 考
所有権移転登記				
その他の登記				
分筆登記				
測量図 (3部)				
地形図 (3部)				
相続登記				
取 集 書 類	他の官公署から			
	各個人	同一市町村内		
		他の市町村		
	から	海外から		
現地確認調査 (登記関係書類)				
総 括 図				
合 計				

